△大月法人会だより

大月法人会ホームページからも ご覧いただけます。





富士吉田市 ▲新倉山浅間公園から望む富士吉田の街並み(富士吉田市提供)

主な目次

大月法人会第9回定時総会	2
全法連・山梨県連功労者表彰	4
令和2年度第1回理事会	4
大月税務署管内関係民間団体長会	4
青年部会活動報告	6
女性部会活動報告	
令和3年度税制改正に関する提言(山梨県連)…	
大月税務署人事異動のお知らせ	12
大月税務署からのお知らせ	
e-Tax 推進協議会からのお知らせ	
健康情報(生活習慣病)	
第46回神社めぐり(福地八幡社)	16



▲市の花「ふじざくら」 (富士吉田市提供)



▲市の木「しらかば」

消費税期限内納付 ▲ 法人会一声運動



大月法人会は令和3年5月に創立70周年を迎えます。

第 九 回定時総

りがとうございました。 決権の行使へのご協力を頂き誠にあ 演会及び懇親会も中止させて頂きま とともに、定時総会終了後の特別講 出席者へのマスク着用をお願いする 拡散防止の観点から、規模の縮小、 ルスの感染拡大による感染予防及び 案が原案通り承認可決されました。 告の承認を始め、予定されていた議 於いて開催。平成三十一年度決算報 今回の定時総会は新型コロナウィ 月二十六日似、大月法人会館に 会員の皆様には書面による議



会 長 挨 拶

公益社団法人大月法人会 会 長 細田 幸次



言ご挨拶を申し上げます。 第9回定時総会開催にあたり、

このような形での開催とさせていた 出席いただきました会員の皆様方に だきました。本日このような中をご 特に「三密」を回避するために人数 ら会員の皆様の健康と安全を考え、 会及び懇親会の中止など、已む無く の制限、来賓招待の差し控え、講演 き、感染予防及び拡散防止の観点か 催場所であるホテル鐘山苑から急遽 コロナウィルスの影響から、 大月法人会館に変更させていただ 心から厚く御礼申し上げます。 例年開

悪化が鮮明となり、当地域において 業界が影響を受け大変な状況になっ も観光業や飲食業を始めさまざまな ショック」による世界経済の停滞・ 今般の定時総会については、 百年に一度とも言われる「コロナ

> 刻も早いウィルスの封じ込めとワク ことを祈るばかりです。 ロナ感染拡大前の生活・経済に戻る チン・治療薬の開発により、新型コ ればならないものと思われます。 と感染予防の両立を図っていかなけ 生活様式を継続する中での経済活動 や対面による会話の制約等の新しい 着用、手洗い・うがい、人との距離 きは不透明であり、当面はマスクの なってきたものの、 依然として先行

その役割を積極的に果たしていただ 社会への貢献活動が、各支部を始め る税の啓発を中心とする活動や地域 場と考えていますが、主要事業であ られるようご理解を深めていただく もに、引き続き皆様方のご支援を得 してありますのでご一読下さい。 細内容については事業報告書に記載 きました。大変お疲れ様でした。詳 な発想と機敏な行動力を活かして、 とし、青年部会及び女性部会の柔軟 取組みをご報告させていただくとと 定時総会では、昨年度の法人会の

典等の記念事業を実施する計画と すが、来年には創立七十周年を迎え、 のオピニオンリーダーとして、税務 展に向けて、今後とも地域並びに税 た伝統ある大月法人会のさらなる発 なっています。先人たちが築き上げ まれる計画事業もでてくると思いま ナウィルスの影響により実施が危ぶ 月が過ぎようとしています。新型コロ 月には賀詞交歓会と併せて記念式 新年度が既にスタートして早二カ

除され、新たな感染者数も限定的に ています。県内の非常事態宣言は解

> 賜りますようお願い申し上げます。 係各位には更なるご支援とご協力を 的に活動していく所存でございます。 域社会への貢献を果たすべく、積極 行政への協力・租税教育の充実・地 会員並びに税務当局を始めとした関

と会員企業のご発展を祈念致しまし て、私の挨拶とさせていただきます。 結びに、会員皆様の益々のご健勝

議 事

(審議事項)

第二号議案 第一号議案 役員一名選任の件 平成三十一年度決算報 告の承認を求める件

(報告・参考事項)

二、令和二年度事業計画及び収支予 一、平成三十一年度事業報告の件 算の件

表 退任役員感謝状 彰(紹介のみ)

会員増強表彰 事 城戸 正三様

保障制度元請会社優績社員表彰 銅 大同生命保険株式会社 賞 都 留 支 部

人同生命保険株式会社 前川まゆみ様

アメリカンファミリー生命保険会社 河内 伴野さとみ様 良美様

法 会 役 員

(順不同、 敬称略)

哲威 夫

アイトー電子㈱ 堀内電気㈱ 秋山土建㈱

㈱新名製作所 ㈱槇田商店

㈱コバヤシ工業

小林余し緒 憲二 中央観光㈱ 小林工業㈱ **何山岸旅館**

★小池 星野 ㈱山梨中央銀行吉田支店 東京地方税理士会大月支部

副会長 細田 ㈱富士山アグリファーム

川上洋一郎 日伸総建㈱ 川上建設㈱

株 梶 原 工 業 所 三栄工業㈱ ㈱メイト

`務理事兼事務局長 吉田精工㈱

旬吉沢製パン

餌取

旬小林仏壇 旬印刷エトリ

常任理事 小笠原能久 誠 公益社団法人大月法人会 株 鈴木製作所

> ㈱堀江製作所 株田村組

藤江 大森 小佐野紀之 剛仁 (株 大森工 務所 何こみたけ 売店 株共立機械 ㈱ミネルバ 濱野屋ティートラスト街

立川 堀内光一郎 小谷田 融 船津観光㈱ 株総 合保険 企画 秋山土建㈱ 富士観光開発㈱ 富士急行㈱

守屋 ㈱トーホー 三共建設㈱

尾形 三木 屮 株尾形製作所 甲陽産業㈱ 株エノモト

> 株平井製作所 富士航空電子㈱

> > 佐波

株サナミ製作所

旬山口製作所 何 コタカ電化 何山 口 乳 業

鶴田みさ子

㈱ツルタ

横打香代子 渡邉ふく子

株山梨重機 株 渡 辺 商 店 山 小口高

井上 内藤 清水美恵子 佐々木弘之 定子 株 能 美 建 設 侚井上石油 株ナイトー ㈱田中屋 建商

㈱渡辺商店 株 長 田 電 材 工 業 ㈱ユーシン 山二商事㈱

パイロット測量設計㈱

宮川電気㈱

侚小池時計店

小佐野昇一 桑原 安男 下佐 何こみたけ 売店 株桑原興業 吉田タクシー侑 伊東商店㈱ 芙蓉実業㈱

★渡邊 三浦 富士水熱設備工業㈱ 株大森林業所 都留信用組合 三浦化成工業㈱

外川 柏木おさむ 小林ゆくよ ㈱コバヤシ工業 侑フロスジャパン **何山岸旅館**

㈱富士レークホテル

新津 中山 (株) 新津 株吉野土建 ㈱ナカヤマ

㈱協和生コン

理事相当 吉野

金巻 中 天村 野 小林 株ユーキ 山崎織物㈱ 衙 中 村 薬 局 中村エンジニアリング㈱ 濱野屋ティートラスト(有) **旬土屋輪業 旬大中精機製作所** 大一木材㈱ **街西忠エージェンシー**

> 渡邊 相川三七男 臼井佳津子 土屋きよ美 公子 株土屋製作所 株エムティー ㈱サイコ (株) 渡辺工務店 山陽精工㈱ ㈱湖山商事 市川リース㈱ 株臼井自動車 富士急行㈱ ㈱アトラス測量 登り坂石油㈱ 井出電気㈱ 三和建設㈱ 侚寿司華 東京屋製菓

河内 外川正知恵 白井恵美子 株オプトナカムラ 登り坂石油㈱ 何 天 下 茶 屋 ㈱協和生コン 街サンスペースアメニティ エスプラン㈱

(★印は新任)

全法連·山

とうございます。 次の方々が表彰されました。 令和二年六月十九日俭、当会より おめで

全法連功労者表彰

立川 正史様 秋山土建㈱











青年部会から四名、女性部会から五 いく為の組織として、親会から八名、

山梨県連功労者表彰

理

荻原 秀祥学 事 秀祥様 理 清水美恵子様 事



書面決議 一年度第 回理事会

き、四月二十七日月、提案事項が全確認、理事全員からの同意をいただ理事会の決議を省略し、監事全員のに伴い、定款第三十三条に基づき、新型コロナウィルス感染症の拡大 項承認されました。

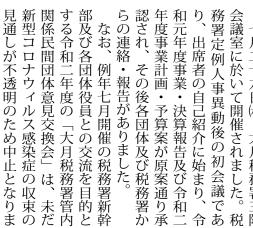
一、平成三十一年 **提案事項** 平成三十一年度収支決算報告 ついて (案)について 年度事業報告(案)に

記念事 艾

事業の企画・立案等の準備を行って 都留法人会として設立し、 五月に創立満七十年を迎えます。 今般、その節目にふさわしい記念 大月法人会は昭和二十 六年五月に 令和三年

備委員会を開催しました。 備委員会」を発足し、七月二十二日名となる「創立七十周年記念事業準 大月法人会館に於いて第一回準 記念式典及び祝賀会等開催









紙 紙加工品

山梨県都留市玉川字前河原632番地1 〒402-0021 0554-43-2567 FAX 0554-43-2386

関係民間団体長会

七月二十九日似、大月税務署三階 令

正味財産増減計算書合計表

科 目	平成 31 年度予算	平成 31 年度決算	令和 2 年度予算
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	700	700	699
特定資産運用益	7,333	7,292	7,216
受取会費	13,359,000	13,263,000	13,319,000
事業収益	8,593,000	6,733,000	9,735,000
受取補助金等	10,011,800	10,011,120	10,159,100
受取負担金	1,736,000	1,601,000	1,724,000
寄附金	100,000	90,000	100,000
雑収益	401,376	1,232,437	801,100
経 常 収 益 計	34,209,209	32,938,549	35,846,115
(2) 経常費用			
公益目的事業	21,382,453	20,322,394	24,499,277
収益事業等	9,456,934	8,492,621	10,661,406
管理費	3,288,444	3,420,802	4,469,351
経 常 費 用 計	34,127,831	32,235,817	39,630,034
当期一般正味財産増減額	81,378	702,732	△ 3,783,919
一般正味財産期首残高	244,357,116	244,357,116	245,059,848
一般正味財産期末残高	244,438,494	245,059,848	241,275,929
Ⅱ. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	9,304,800	9,304,800	9,643,700
受取全法連助成金	9,304,800	9,304,800	9,643,700
受取県連助成金			
一般正味財産への振替額	△ 9,304,800	△ 9,304,800	△ 9,643,700
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ. 正味財産期末残高	244,438,494	245,059,848	241,275,929



株式会社龍美建設

総合建設工事一式

山梨県大月市賑岡町奥山1043

TEL 0554-22-3881 FAX 0554-22-4629

青年部会活動報告

税に関する標語お 願 11

七月二十日月 都留高等学校



最高顧問

(順不同、 敬称略)

細谷 天野 小佐野紀之 中央観光㈱ 株みどりや

小佐野昇 川上洋一郎 川上建設㈱ 侚こみたけ売店

問

(相) (概) トーホー

越山井餌守石口上取屋 鯨岡 三栄工業㈱ 株メイト 株ミネルバ 侑井上 石油

吉 荻 原 宮川電気㈱ ㈱ユーシン

税に関する標語お願

11

七月二十日月

大月市役所

侑フロスジャパン山二商事㈱ 侚小池時計店 ㈱堀江製作

深沢 央 なだや㈱ 甲陽産業㈱ 芙蓉実業㈱

松三伊渡深浦浦東邉沢 三浦化成工業㈱ 伊東商店㈱ ㈱エムティーシー 吉田タクシー (有)

部

長

潤

吉田精工

尾形 直 都留支部長 大月支部長 佐々木弘之 田

細九田鬼

㈱セントラルモ

モーターズ

本田

晶士吉田支部長兼監事 渡邊 三雄 三和建設㈱

(株)鈴木工業 富士新幸(株)

侚中村薬局

㈱丸正電器

闹岩下産業 ㈱丸大産業

資渡辺酒店 ㈱中村酒販

忍野・山中湖支部長 渡辺 教彦 (株) 渡辺工

河口湖支部長 渡邉 良孝 登り坂石油㈱

幹事長代行兼事業委員長 ★宮下 テクト株

西室 信男 洵西忠エージ親睦委員長兼大月副支部長 **仏報委員長**

堀内 計 慎也 堀内電気㈱

都留副支部長 白須 一政 ㈱シラス自工

晶士吉田副支部長兼監事 奥秋 公大 奥秋建設㈱

河口湖副支部長 藤本 秀昭 測量(株)

渡辺 松氏 ミヤ通信工業㈱ 何旅館松屋

株鈴木製作 所

中村エンジニアリング㈱

野小平白清藤中天宮武泉井輪水本山野田地, 地 偉也 恭 愛司 美 ユニテック(株) ㈱やおき **旬清水商事サービス工場** 濱野屋ティートラスト旬 ㈱平井製作所

菊地 明久 株長田電材工業 株 尾 形 製 作 所

何西忠エージェンシー 小佐野 修 化藤 浩文 羽桑新平中田原田井村早 一大隆尚

株羽田印刷桑原電業株

㈱エス・イー **何平井製作所**

エス

何ニュースセンターサトー

誠

秋山土建㈱

侚小佐野設備 船津観光㈱

フジコンストラクト㈱

(★印は新任)

青年部会第九回定時総会

五月二十六日火 大月法人会館





税に関する標語お願 11

七月二十日月 都留興譲館高等学校



税に関する標語お願い







快くご承諾を頂きました。

長を訪問し、当事業の実施について

報告

週間」に合わせて、大月税務署管内 ました。以下経過を報告致します。 す。今年は上野原支部が担当となり 絵はがきコンクールを実施していま たす役割について学んでもらうた の小学生を対象に、税の大切さや果 日まで実施されている「税を考える として、毎年十一月十一日から十七 女性部会では、 租税教室並びに税金絵画・税金 国税庁の取り組み

野原西小学校で了承頂きました。 画の趣旨をご理解頂き、実施校を上 教育長を訪問し、 二月二十七日 三月七日 藤巻豪上野原西小学校 和田正樹上野原市 租税教室、 税金絵

限り協力を頂ける旨のご返事を頂く 染症拡大による休校措置が続いてい 学校長ともに新型コロナウィルス感 司上野原西小学校長を訪問。市長、 お願いしました。続けて新任の本田 を訪問し、当事業への協力・後援を ことができました。 四月十四日 江口英雄上野原市長 密となる租税教室の開催は難 税金絵画コンクールにできる

B D

西桂教育委員会

訪問し、税金絵はがきコンクールへ クールへの協力をお願いしました。 校長を訪問し、税金絵はがきコン の協力をお願いしました。 七月六日 高尾貞明西桂小学校 並びに川村達彦西桂町教育長を 渡邉雅彦禾生第一小学



西桂小学校





上野原西小学校

禍において、子供たちの負担も考慮 参加賞等をお届けしました。コロナ て頂くことになりました。 税金絵はがきコンクール応募用紙、 を訪問し、税金絵画コンクール及び 七月七日 強制ではなく任意で応募出品し 本田司上野原西小学校

終息を願うばかりです。 透明であり、一刻も早いウィルスの 拡大する中、 新型コロナウィルス感染症が再び 依然として先行きが不

《性部会上野原副支部長 土屋きよ美

順不同、敬称略

顧 問

奈良 紀子 小林余し緒 **何大和屋薬局** 小林工業㈱

. 会 長

志村美貴代 日伸総建㈱

副部会長

内藤 定子

株ナイトー建商

幹事長

小林ゆくよ ㈱コバヤシ工業

上野原支部長(広報委員長) 田村 夏子

大月支部長 (副幹事長) (株)田村組

都留支部長(コーラス部長) 清水美恵子 株 能 美 建 設

鶴田みさ子(株ツルタ

富士吉田支部長

河口湖支部長(親睦委員長) 河内 正子 闹サンスペースアメニティ

侚山岸旅館

上野原副支部長(副幹事長) 土屋きよ美 株土屋製作所

大月副支部長

小高 洋子 何 コタカ電化

都留副支部長

渡辺ふく子 株 渡 辺 商 店

富士吉田副支部長

白井恵美子 エスプラン㈱

河口湖副支部長兼会計

外川正知恵 何 天 下 茶 屋

事業委員長

一枝 株共立機械

何 島 田 交 通 株中原製材所

株高橋建設

臼井佳津子 株臼井自動車

市川リース㈱

ネスエンタープライズ株 ハリカ上野原

立正堂印刷街

小林登喜子 **侑神戸電工**

山陽精工㈱

志村ひろ江 志村クリーニング店 (有山口乳業

功刀真佐美 桂商会㈱ 侚山口製作所

谷内江美子 谷内建設㈱

渡辺なおみ 株アウラテクノロジー 恂宝観光バス

菅谷 堀建トーヨー住器株 何すがや

富岳物産㈱ 株サナミ 製作所

旬日川時計店

㈱まるさくたなべ 吉田タクシー侑

> 伊藤 (有) 伊藤 株弘美インテリア

横打香代子 井出てるゑ 株山梨重機 ㈱井出商店

渡邊伊寿羊 髙橋ます子 街ボディショップキタフジ 侑ウイステリア

池上美奈子 小山田可能! **旬富士エコトープミレニアム** 株 池 上 工 務 所

渡邉 登り坂石油㈱

梶原 船津観光㈱

中村

株オプトナカムラ

倉澤 ㈱湖山商事

㈱協和生コン

(★印は新任)

女性部会第九回定時総会



七月三日金 大月法人会館 税務署新旧統括官挨拶



県連税制委員会

六月十五日月 甲府法人会館 新入会員紹介
(南都留郡道志村一一七六三一二)(南都留郡道志村一一七六三一二)(南都留郡道志村一一七六三一二)(南都留郡道志村一一七六三一二)(南都田市上吉田東六-九-二五)(富士吉田市上吉田東六-九-二五)(富士吉田市上吉田東六-九-二五)



広報委員会



「おかげさまで 110年」

秋山土建株式会社

山梨県富士吉田市下吉田東一丁目24番3号
TEL:0555-23-7111 FAX:0555-22-0114
次世代に引き継ぐ品質・環境・安全を経営方針に掲げます
ISO/9001 ISO/14001 ISO/45001 認証
URL: http://www.afp.co.jp/akiyama/

CHAMPION GRUP 株式会社湖山商事

〒402-0001 山梨県都留市田野倉257-1 TEL 0554-20-3727 FAX 0554-20-3728

- 関連会社

- ○有限会社 泰 和
- ○珈琲所コメダ珈琲店 石和店
- ○珈琲所コメダ珈琲店 ダイワロイネットホテル横浜関内店

員会が開催され、県下4単位会において実施された「税制改令和二年六月十五日间、甲府法人会館に於いて県連税制委 え、次のとおり山梨県連提言書として全法連へ提出しました。 に関するアンケート調査」による会員企業の要望等を踏ま

令和三年度税制改正に関する提言 一般社団法人 山梨県法人会連合会

ず、肝心の中身が抜けていたと思われる。 意欲を示してきたが、とうとう平成のうちに回復はできな る政策を動員し、GDP600兆円を達成する」と非常なる かった。施策として挙げられたのはスローガンの羅列にすぎ 日本経済が失速してから30年、政府はこれまで「あらゆ

増やして財政再建を進め、社会保障制度の安定化を図る」とにより、財政再建はかすんでしまい、「消費税増税は歳入を 標達成を2025年に再度先送りした。この増税対策の乱発 いう本来の目的を見失ってしまった。 ために基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化目 プレミアム付き商品券の発行など9項目にわたる経済対策の への引き上げに伴い、キャッシュレス決済のポイント還元やその一方で消費税については、2019年10月に税率10%

影響を与え、地域経済と雇用の担い手である中小企業は限界 にきている。 更に新型コロナウイルスの感染拡大が経済活動に未曾有の

再び遠のくことが予想されるが、財政健全化は避けて通れな い課題であり、令和という新しい時代を迎えた今こそ不退転 の決意で取り組むことを要望する。 政府の200兆円を超えるコロナ対策費により財政再建は

代の税制のあり方」の中で税収は過去最高となったが高齢化政府税制調査会は「経済社会の構造変化を踏まえた令和時 の改革が不可欠であると表明しているが、政府は消費税1%能を十分果たせていない。成長との両立を図りつつ歳出歳入等の影響で拡大する歳出を賄えておらず、税制は財源調達機 還元やプレミアム付き商品券の発行等9項目の経済対策を の引き上げに合せてキャッシュレス決済5%分のポイント

負担を一定度和らげる対策は認めるが、還元分は国が補助す るため、つけは国民に回ってくることになる。 これによる必要経費は2兆円に上るといわれている。家計

再建がかすむ「ばらまきによって税収増分が吹きとぶ対策なするためならばと得心した国民は少なくないはずだが、財政将来世代につけを回さず社会保障制度も揺らぐ状況を回避 消費下支えの実効性を吟味すべきである。 ら本末転倒になってしまう」増税対策の財政再建への影響

わが国の財政健全化と社会保障制度の安定化のために消

あり、自ら身を削らなければ国民の要請に応えているとは言 めるものであり、その前提として行政改革の徹底は不可欠で 費税率が10%に引き上げられた。この増税は国民に痛みを求

正すべきであるが、それは定数を増やすのではなく、減らす 手先のパフォーマンスと言わざるを得ない。一票の格差は是 い。これでは実効性に疑問があり、国民の批判を回避する小 返納法を制定したが、返納歳費の合計額しか公表されていな 3年間で議員一人当り月額77、000円を返納できる自主 の定数を6増やし、6増による経費増を削減する方策として、 方法で行わなければならない。 たとえば政府は一票の格差是正や合区対策を理由に参議院

の政務活動費については、多くの議会が先払いしている。こされているが領収書、報告書は不要となっている。地方議員 定め、改革を断行すること。は許されない。以下の項目について早急に期限と数値目標を れでは国民の不信感は高まるばかりで、もはや改革の先送り は「文書通信交通滞在費」として一人月額100万円が支給 また、国会議員、地方議員の活動費について、国会議員に

③特別会計及び独立行政法人の無駄の削減②時別会計及び独立行政法人の無駄の削減の「国、地方公務員の人員削減と能力を重視した給与体系の実現(①国、地方の議員の削減と歳費等の抑制

障制度について

見込まれ、2025年には団塊の世代が後期高齢者となり、高齢化社会の急進展で今後の社会保障給付は急速な増大が 社会保障費は膨張し続け、社会保障制度維持が極めて危機的 な状況になる。

外の公平・適正な負担の確保が極めて重要になる。年金、医療、問題は給付を「重点化、効率化」によって抑制し、公費以 現を要望する。 を予想したうえで国民が納得できる「持続可能な制度」の実 介護、少子化対策いずれの分野についても、今後の人口動態

法人実効税率のあり方について

グローバル経済において企業は国際競争力の確保が肝要で在の2・4%に引き下げられた。 率の引き下げは避けて通れない課題である」として法人税率を選ぶ時代にあって、国内に成長分野を確立するには法人税るための法人税の構造的な改革に取り組んでいる。企業が国 くの先進国が自国の立地競争力を高め、かつ、税収を維持す て「立地競争力を高めるとともに、わが国の競争力を強化す近年の税制改正で政府は法人税改革の主な目的の一つとし の引き下げが行なわれ、実効税率は2013年の3%から現 るために税率を下げることである。ドイツ、イギリスなど多

日本経済のリーダーとなるべき大企業の税負担があまりにも あり、必要以上に重い税負担を課すべきではないが、問題は

法による減税、受取配当金の課税除外、連結納税制度の利用 過少なことにある。この原因は研究開発費等の租税特別措置 による税負担の軽減等にあると思われる。

造」になっているとの調査結果が出ている。 率は国際比較の数字だけみると高いと思われているが、 の6割弱の17・46%で、法人税の負担構造は企業規模が大き 際に行われている税制」とのギャップが大きく大企業の有所 いほど負担が軽く、規模の小さい方が重いと言う「逆累進構 得法人をトータルにとらえた実際の税負担率は法人実効税率 には決して高くない」これは「税法に書かれている税制」と「実 元政府税制調査会特別委員の識者から「日本の法人実効税

担を求め、その増収分を財政再建に充てるべきである。 日本の稼ぎ頭の大企業に税法で定められている程度の税負

の間」と明記されていて、あくまで一時な措置のはずである 地方の財源喪失の大きな要因になっている。早急な見直しが が恩恵を受ける大企業の既得権益的なものになっており、国 必要である。 更に、租税特別措置法第一章第1条には「この法律は当分

2. 中小企業者等の法人税軽減税率について

が、中小企業活性化のために15%を据え置き本則化とするこり、令和3年4月1日以後の開始事業年度から19%に変わる下の税率)15%は租税特別措置法による時限措置となってお中小企業者等の法人税軽減税率(所得金額年800万円以 **3. 役員給与の損金算入について** いる適用所得金額を1、600万円程度に引き上げること。 と。また、1981年以来年800万円以下に据え置かれてが、中小企業活性化のために15%を据え置き本則化とするこ

に見たに、 (こう) 台手について同族会社も一定の要件のもとまた、業績連動給与について同族会社も一定の要件のもと、 といりのがあるものなど、 (の) の) が (の) が (の)

に損金算入を認めること。

4.中小企業の減価償却方法について

論がある。 法について定率法が廃止され、定額法に変更された。また、平成28年度税制改正で建物附属設備及び構築物の償却方 すべての固定資産についても定額法に一本化すべきとの議

率法と定額法との選択適用を認めること。 中小企業にとっては設備投資意欲の減退の懸念があるため定 に価値が減少していくのではなく、早期の費用化が抑制され、 しかし、車両や機械装置などの固定資産は使用期間に均等

5.中小企業支援に係る税制措置について

地域中核企業向け設備投資促進税制が創設されるなど中小 すべきである。 企業への支援が強化されているが、期間が限定されている。 小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は本則化 中小企業支援税制については、2017年度税制改正で

械装置、測定工具及び検査工具、一定のソフトウェア、貨 品まで拡大し、これらの対象設備の中古品も含めることを 物自動車、内航船舶となっているが、営業乗用車・器具備 また、中小企業投資促進税制については、対象設備が機

6 慶弔費等の交際費からの除外について

なっている。
等から法人税法上その全額又は一部の金額は損金不算入と己資本を充実し、企業の体質強化を図るという政策的見地己資本を充実し、企業の体質強化を図るという政策的見地

品等の費用については社会通念上要する金額の範囲内である ことを要件として交際費から除外すべきである しかし、得意先、仕入先等の慶弔、禍福に際し支出する金

所得税のあり方について

課税が行なわれるように検討する必要がある。 負担をどのように配分するのか等、負担能力に応じて適切に うために現役世代の負担は増加し、高齢者を現役世代で支え 続けることには限界がある。個人所得課税については、租税 超高齢化社会到来により増え続ける社会保障費をまかな

除及び給与所得控除の見直し等が行なわれたが、経済社会の控除の見直し、さらに平成30年度税制改正において、基礎控平成29年度税制改正において、配偶者控除及び配偶者特別 構築すべきである。 女性の活躍推進の観点から働き方に対して中立的な税制を 長の担い手である若年層・子育て世代に配慮するとともに、 わが国が今後も持続的に発展して行くためには、将来の成ては、今後も更なる検討を行うことが必要である。とりわけ、 構造変化を踏まえ、基礎控除を始め各種控除の適正化に関し

2. 年少扶養控除の復活について

ある。このような観点から児童手当のあり方を見直し、年少が減殺されるものであり、子育て支援は実効性があるべきで 扶養控除を復活すべきである。 る問題もある。出産と子育てはすべての世帯にとって担税力 得制限の前後で児童手当を含めた世帯収入の逆転現象が生じ の児童を養育している者に支給されるが所得制限があり、 童手当に改組された。 児童手当は、 の歳から中学校卒業まで 止された。しかし2012年度には子供手当が廃止され、 **立れた。しかし2012年度には子供手当が廃止され、児年少扶養控除は子供手当の創設に伴い、2011年度に廃** 所

3. 源泉所得税の納付期限について

2018年度税制改正では、基礎控除、給与所得控除の見 末日にまた、納期特例適用者の納期限は1月末日と7月末者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月公課の納期限もおおむね月末となっている。源泉徴収義務公課の納期限もおおむね月末となっている。源泉徴収義務 我が国の取引きの決済は殆どが月末に行われており、諸 盛りの世帯は住宅ローン等が増える中で年収850万円超 が生じないように所得金額調整控除が講じられたが、働き る者や特別障害の扶養親族を有する者等については負担増 控除の更なる検討が必要である。なお、給与所得控除につ 直し等が行われたが、経済社会の構造変化を踏まえ、各種 おいて配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、 日に改めることを強く要望する。2017年度税制改正に て、税負担が増加するため、2歳未満の扶養親族等を有す いては、給与等の収入金額が850万円を超える者につい 同額にすることを要望する。

軽減税率制度の廃止について

き」によって税収増分が吹き飛んでしまった。 軽減税率制度が実施され、キャッシュレス決済のポイント還消費税率10%への引き上げとともに、低所得者対策として 度和らげる景気対策の重要性は認めるが、政治的な「ばらま 元やプレミアム付き商品券の発行等による家計負担を一定程

ら、税率10%までは単一税率を要望してきた。キャッシュレ担増、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保の観点か は一向に解消されないため、軽減税率制度の廃止を再度要望 ス決済のポイント還元等の低所得者対策でも消費税の逆進性 法人会はこれまで消費税の増税について、事業者の事務負

また、低所得者対策としては、簡素な給付措置を実施すべ

2. 事業者免税点制度の廃止について

全員の信頼の上に成り立っている制度である。益税等その信税の納税が免除されている。消費税は事業者、消費者、国民基準期間の課税売上高1、000万円以下の事業者は消費 頼性を損なう特例措置は廃止すべきである。

3.適格請求書等保存方式(インボイス制度)について

また、免税事業者はインボイスを発行できないため取引か事業者に経理処理の変更を強いるものである。 入され、2023年度導入の適格請求書保存方式は、全ての 消費税率10%への引き上げに合わせて、軽減税率制度が導

を含め慎重に検討すべきである。本年10月の消費税10%へのが定着しており、インボイス制度の導入にあたっては、廃止より、所得課税と消費税の計算が一体的に計算できる仕組み 引き上げに伴い所得の低い人向けの対策として「軽減税率制 ら排除されるおそれがある。長年にわたり請求書保存方式に 度」が実施されるが、同制度はアンケート調査から、複雑で 小事業者の事務負担及び費用負担が増大するとの結果が出

円の税収減少の影響が大きいため、軽減税率制度は廃止し、 低所得者対策は簡素な給付措置での対応を要望する。 また、食料品等への軽減税率を適用することによる約1兆

土地・建物及び未上場株の相続の非課税について

非課税となれば経済の活性化につながると考える。中小企業 現しやすい。さらに事業に供している土地と建物が相続時に 物及び未上場株の相続税を非課税とすること。 の円滑な事業承継を進めるためにも、事業用資産の土地・建 未上場株の相続を非課税とすることにより、事業承継も実

相続税の課税のあり方について

果、相続の課税対象割合は改正前の2倍程度になっている。 法定相続人の数)が、(3、000万円+600万円×法定の遺産に係る基礎控除額(5、000万円+1、000万円×法定の13年の税制改正により、2015年1月1日以降 課税割合が高すぎるため、基礎控除額を(4、000万円+ 相続人の数)に引き下げられて課税が強化された。その結

800万円×法定相続人の数)に引き上げるべきである。

2.贈与税基礎控除額の引き上げについて

者に偏在するという社会問題化にもなっている。若年層への大されて以来低い水準に設定されたままであり、資産が高齢現行の贈与税の基礎控除額は2001年に110万円に拡 の引き上げを要望する。 も贈与税の基礎控除額を現行の110万円から200万円~ 資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄与する観点から

3. 相続時精算課税制度非課税枠の拡大等について

の、内容の複雑さや、どんな場合に適しているかが分かりづ期に若年者に多額の財産を移転できるメリットはあるもの ず、贈与財産の種類、金額、贈与回数、年数に制限がなく早特例として、2、500万円までの贈与には贈与税がかから相続時精算課税は一定の直系親族間の贈与に認められた 礎控除額を(4、000万円+800万円×法定相続人の数)前の2倍程度になっている。 課税割合が高すぎるため、基 ○○○万円+6○○万円×法定相続人の数)に引き下げられ (5、000万円+1、000万円×法定相続人の数)が、(3、正により、2015年1月1日以降の遺産に係る基礎控除額 て課税が強化された。その結果、相続の課税対象割合は改正 利用しやすい制度へ見直しを要望する。2013年の税制改 る人が少ないのが現実のようである。非課税枠の拡大を含め らく、利用したことから発生するデメリットも多く、利用す に引き上げるべきである。

生している。 約書を作成しないことで、印紙税の課税を回避する事例が発 利用による電子的手段によって契約を交わし、書面による契 取書などが課税対象とされているが、近年は情報通信技術の 印紙税は、経済取引における書面による契約書や金銭の受

ものと推察され、早期に印紙税の課税対象文書の見直しを要 の課税対象とされる契約書等を取り交わすことが増えてくる 情報通信技術の発達及び普及により、電子取引による印紙税 有無が異なり、課税の公平性が阻害されている。今後さらに 契約書等を書面で交わすか否かによって印紙税の納付義務の したがって、同様の経済取引を行っているにもかかわらず、

外形標準課税の課税ベース拡大について

代替財源としてリストアップされている。地方自治体が景気 業に課税することは徴税者本位の発想であり容認できない。 に影響されない安定財源を確保する為に赤字に苦しむ中小企 法人税減税に伴う課税ベースの拡大の中で外形標準課税も

固定資産税の見直しについて

性化に向けて、空き店舗、 にするなど抜本的な見直しを要望する。加えて地方都市の活 た評価、居住用家屋の評価は築後経過年数に応じた評価方法 いとの声が多い。宅地の評価については、実勢価格に配慮し 固定資産税は地価の長期的な下落にも関わらず負担感が高 空き家の流動化に資する固定資産

3. 償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減について

影響を与え、国際的にも事業用資産に対する課税が稀である が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税ため、中小企業の設備投資を阻害している。特に、製造業を ことから廃止を要望する。 償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税される

4. 不動産取得税について

として取得するもので取得者が使用するものではない。不動不動産業者が商品として仕入れる土地や建物は販売を目的 産取得税の減免又は免税を要望する。

5.超過課税について

欠く安易な課税と言わざるを得ない。超過課税を実施してい にわたって課税を実施している自治体も多く、課税の公平を る自治体はできるだけ早く標準税率に戻すべきである。 住民税の超過課税は主に法人が対象とされており、長期間

なっている。消費税との二重課税が行われている課税体系をき続き検討するとの曖昧な表現にとどまり、結論は先送りに 車検時にかかる重量税が一部減税になったが、石油諸税は引 動車取得税については2012年度税制改正で新車購入時や 費税が導入された際、物品税が廃止され、自動車重量税と自個別間接税と消費税との二重課税の問題は、平成元年に消1.二重課税の廃止について 是正すべきである。

2.セキュリティソフト導入に係る税制措置について

キュリティソフト導入に係る税制措置を要望する。 続しないパソコンでの管理のみでは対応できないため、 セキュリティ措置を余儀なくされている。法定調書等の提出 ある事業者は、個人情報保護・管理が義務付けられ、厳重な をe-Taxで行なうことを考えると、インターネットに接 マイナンバー制度の開始以後、個人番号関係事務実施者で

3.森林環境税及び森林環境譲与税について

2024年度から住民税に一律1、000円が上乗せされる。 しかし、森林環境税は同じ森林整備の名目ですでに全国37府 応等が必要である。 れがある。制度開始までに二重課税とならないよう調整・対 県で独自に導入されていることから、導入している県にとっ ては、2024年度以降は「二重課税」となってしまうおそ 森林環境税は2018年度の税制改正で導入され、

配分基準へ見直すべきである。 いような配分基準となっている。納税者から納得が得られる い額が配分され、森林が多い自治体に十分な配分がなされな のに、森林が少なく林業が盛んではない都市部に相対的に多 まっているが、使い道が実質的に林業に限られている税金な 税は、2019年度から市区町村及び都道府県への譲与が始 また、森林環境税を財源として自治体に配る森林環境譲与

4.マイナンバー制度の普及について

総務省は制度の促進のためにマイナンバーカード保有者を対 、一カードの取得率は約16%と低迷している。こうした中、マイナンバー制度が開始されて5年目になるが、マイナン

> 理・保護の徹底に努め、適切な運用を担保する措置を講じる水準には至っていない。制度の促進に当っては個人情報の管の向上及び公平・公正の社会の実現」には国民が実感できるポイントを付与)が実施されるが、「行政の効率化、利便性ポイントを付与)が実施されるが、「行政の効率化、利便性 象に2020年9月からポイント還元事業「マイナポイント

5. マイナポイント事業について

的に実施される。 ト事業」がマイナンバーカードの普及促進と消費活性化を目 あたり最大5、000円分のポイントを配る「マイナポイン レス決済ポイント還元事業」が2020年6月で終了し、 月から2021年3月までキャッシュレス決済を対象に一人 消費税率10%への引き上げに合せて実施された「キャシュ

2万円分のチャ―ジが必要とされるが、キャッシュレス決済 の利用は少ないとの見方もある。 つながるメリットはある。一方でマイナンバーカードと決済であれば支給したお金は確実に消費に使われ、景気の喚起に サービスの紐づける手続きなどが面倒なためマイナポイント マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードと

図り消費者全体が恩恵を公平に受けられる施策が必要である。否めず、地方自治体等でも相談窓口を設けるなど広く周知を果は表れたが、一部の消費者が還元の恩恵を受けている感はキャッシュレス決済ポイント事業は利用状況から一定の効

厚生年金の適用範囲の拡大とパート社員の保険料負担の

保険料の負担等が重荷になっているのが現実である。今後は、 確保するためには厚生年金の適用範囲の拡大が必要である。 しかし、中小企業にとっては、毎年の最低賃金の上昇、社会 今後全ての世代が安心して働くことができ、老後の安心を

集中豪雨の災害が相次いでいるため、今後も適切な支援と実また、近年地震だけではなく想定を超えるような大型台風や 道半ばであり、原発事故の対応を含めて検証が必要である。5年間の「復興・創生期間」も終了したが、被災地の再生は 険料負担の低減を要望する。適用範囲を拡大する中で、中小企業のパートにおいては、 効性ある措置を講じるべきである。 7. 震災復興 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期にあたる

民全体で公平に負担する義務がある。 税は国や地方が国民に供与するサービスの対価であり、 玉

医療や介護、年金などにかかる社会保障給付費は190兆円高齢者数がピークとなる2040年度には、政府の推計で にまで膨張するとの試算がある。

あるため、その対象を広く、大学生や社会人まで拡充するな育は、学校教育のみならず、社会全体で取り組むべきもので どして、国民全体で税について考える環境整備が必要である 正しい理解を深めることは極めて重要である。また、租税教 代となる子供たちが、税の意義や税が果たす役割について、 少子高齢化がすすむ現在において、超高齢化社会の現役世

大月税務署人事異動のお知らせ

令和2年7月10日

官 職 名			現任者	前	任 者
署 長	峪	和生	(留任)	峪 和生	
総務課長	田代	和之	東京局調査審理課課長補佐	苫米地英昭	青梅署 副署長
管理運営 1 統括官	夏坂	昭博	東京局資料調査一課情報技術専門官	辰田 英樹	北沢署 管理運営1統括官
管理運営2統括官	一ノ瀬	睦巳	(留任)	一ノ瀬睦巳	
徴収統括官	笹山	高	(留任)	笹山 高	
個 1 統括官	石井	正	(留任)	石井 正	
個 2 統括官	小林	智治	山梨署 個人2統括官	三枝 哲哉	京橋署 個人2統括官
個3統括官				藤牧 章	日野署 個人 4 統括官
資産統括官	吉岡	茂	(留任)	吉岡茂	
法 1 統括官	山口	雄一	東京局統括実査官付総括主査	田中薫	八王子署 法人 1 統括官
法 2 統括官	佐野	涼子	(留任)	佐野 涼子	
法 3 統括官	石橋	大介	中野署 法人4統括官	福澤 淳一	日野署 法人 2 統括官
法 1 総括上席	熊本	忠	品川署 法人3上席	川高 幸大	川崎西署 法1総括上席
法1審理上席	鈴木	英明	(留任)	鈴木 英明	

新任者プロフィール



- · 神奈川県横浜市
- ●趣 味
- ・ロードバイク
- ●モットー

ご繁栄をお祈りいたしまして、 会員の皆様のご健勝並びに事業の

人大月法人会の益々のご発展と、

・努力は裏切らない

に浮かべることでしょう。

最後になりますが、

公益社団法



田代和之 総務課長

- ●出身地
- · 東京都墨田区
- 味
- ・スポーツ観戦

お世話になり、心より感謝の言葉

長をはじめ役員並びに会員の皆

そして事務局の皆様には大変

- モットー
- 為せば成る 為さねばならぬ何事も

2年間慣れ親しんだ大月税務署を

税調査官に転任することとなり、 **子税務署法人課税第1部門統括国**

離れることとなりました。

着任以来、

細田会長、

細谷前含



山口雄一法人1統括

田

中

薫

な行事が中止となり、

ありました。たのは、大変寂しく残念なことでたってお会いできない状態が続い に、皆様お一人お一人のお顔を胸向かう中央線の尾灯を目で追う度 れません。 私の強い気持ちの表れなのかもし たことも、 は、新型コロナウイルス禍で様々 を申し上げます。 ていたことから、本年年明けから 密接」の3密状態で交流を重ね 転任署が隣接する八王子になっ 皆様とは、まさに 大月を離れがたく思う 八王子駅で大月方面 「密閉」 数カ月にわ

前法人課税第1部門統括官 転 任 ൱ 御 挨

大月税務署からのお知らせ

令和2年分年末調整等説明会の中止について

税務署におきましては、従来から、毎年11月に年末調整等説明会を開催しておりました。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた国全体としての取組(行動様式の 変化等)を踏まえますと、外部会場を使用して大規模に実施する年末調整等説明会については、ソーシ ャルディスタンスを完全に確保することが困難であるなど、参加される源泉徴収義務者の皆様の安全を 確実に担保することが難しいとの認識の下、説明会の開催を全国一律で中止することとなりました。

説明会の開催は中止となりますが、源泉徴収義務者の皆様が年末調整事務を適切に実施できるよう、 ①年末調整に関する映像資料の充実を図ることや②源泉徴収義務者の皆様に送付する年末調整関係書 類に年末調整に関して留意すべき事項などを記載したチラシを同封することを検討しております。 お手数をお掛けすることとなりますが、何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

国税庁ホームページ等のご案内

年末調整の説明については、こちらでもご案内しております。

- ・国税庁ホームページ (Web-TAX-TV)
- YouTube 「国税庁動画チャンネル」

年末調整等関係諸用紙については、国税庁ホームページから入手可能です。感染防止拡大の観点から、 国税庁ホームページからのダウンロードをお勧めします。

また、保険料控除申告書や住宅借入金等特別控除申告書など、年末調整の際に作成する各種申告書を パソコンやスマートフォンで作成できる「年末調整控除申告書作成用ソフトウエア」についても、令和 2年10月以降、国税庁ホームページから入手可能となる予定です。

【 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp 】

連絡先のご案内

用紙請求など、次の項目についてご不明な点がございましたら、下記までお願いします。

源泉所得税関係について

大月税務署 法人課税第1部門(源泉所得税担当) 0554-22-3151(代表) 内線 44

用紙請求、法定調書関係について

大月稅務署 管理運営第2部門

0554-22-3151 (代表) 内線 34

※ 税務署へのお問合せは、自動音声案内に従い、用紙請求(源泉所得税関係・法定調書関係)につい ては「2」番(税務署)を選択してください。

なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的なご相談については「1」番を選択し、電話相談 センターをご利用ください。

e-Tax 推進協議会からのお知らせ

自宅等で 請求データを作成

自宅等のパソコンや スマートフォン、 タブレット端末で納税証明書 請求データを作成します。



窓口で書面により請求する場合と比べ 短い時間で受け取れます。

(請求日当日の受取を指定された場合には、 多少お時間をいただくことがあります。)



※電子署名及び電子証明書の送信が不要です!!



納税証明書の請求は

ご利用ください!

スマートフォンやタブレット端末 からでも利用できます。



手数料が安価です。

1税目1年度 1枚 370円 (通常400円)



窓口での待ち時間が 短縮できます。



- ■月曜日~金曜日(休祝日等及び12月29日~1月3日を除きます。)24時間 (注) 休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始します。
- ■毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分~24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、 事前にe-Tax ホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp イータックス





病気になる生活習慣

生活習慣病を招き、進行させる可能性のある生活習慣としては、〇肥満(太り過ぎ)〇偏った食生活〇お酒の飲み過ぎ〇喫煙〇運動不足〇ストレス〇睡眠不足〇寝過ぎがあげられます。

まずは、次にあげる生活習慣チェックで、「気になる」「改善したい」生活習慣を見つけましょう。

食 生 活

- ○朝は出勤ぎりぎりまで寝ていて、朝食を食べ ないことが多い
- ○満腹でも、好きなものがあると食べてしまう
- ○魚料理より肉料理の方が多い
- ○野菜はあまり食べない
- ○テレビなどを見ながら、ダラダラと食事する
- ○塩辛いものや揚げ物が好き
- ○食事は、インスタント食品や外食
- ○コンビニ弁当が多い
- ○夜 10 時以降に夕食や夜食を食べる
- ○休憩時は、お茶よりコーヒーやジュースをよ く飲む

喫 煙

- 〇ヘビースモーカーである
- ○自分は吸わないが、周囲に喫煙者が多い

飲 酒

- ○ほぼ毎日お酒を飲む
- ○何も食べずに飲むことが多い
- 〇ストレス解消にはお酒が一番だと思う
- ○仕事の付き合いなどで飲酒する機会が多い
- ○夜 12 時過ぎても飲んでいることが多い

ストレス

- ○最近イライラすることが多い
- ○睡眠不足が続いている
- ○仕事や家庭などの悩みがある
- ○朝から疲れを感じることがある
- ○残業が多く、毎日忙しい
- ○趣味といえるものがない
- ○悩みを気軽に相談できる相手がいない

運 動 .

- ○身体を動かすのが億劫だ
- ○近いところでも、クルマやバイクを利用する ことが多い
- ○電車やバスでは、必ず座る
- ○階段より、エスカレーター・エレベーターを 使うことが多い
- ○仕事はデスクワークが中心
- ○休日は家でゴロゴロすることが多い
- ○特に運動はしていない

◎ 10 個以上あてはまる人

普段の生活を振り返ってみて、気になる生活 習慣はありませんか? 「分かってはいるけど実 行できない」という人は、食事・運動・減酒・ 禁煙…まずは、できそうなことから 1 つずつ始 めてみましょう。

◎ 15 個以上当てはまる人

すでに身体のどこかに異常があらわれている かもしれません。自分の健康を守るのは自分で す。面倒だから、忙しいから、と言い訳探しを せず、生活習慣の改善に取り組みましょう!

第46回

鎮

福地八幡社 座 地 富士吉田市下吉田一丁目 十二番二十六号

祭 神 誉田別命 天照皇大神 渡辺源氏綱命 息長足姫

御

祭 日 九月五日

司 渡邊博

宮 例

総代会長 渡邊卓也(代行)

内 地 五五七坪

境

氏子戸数 徳 二八〇〇戸

家運隆昌 家内円満 運気向上 子孫繁栄 家内安全



再建せしものなり。 祭典を行へり。 後渡辺綱命合祀、 社を福地八幡大明神と改称し給う。其 改称、文武天皇大宝元年勅命によって当 即位五年七月阿田都山の日向に祭り給う、 瀬沸氏の設計監督にて昭和五元 よって再建し給う。之より寒川大明神と 崇神天皇即位二年六月厩戸皇子は勅命に 往古は軽島大神宮と申し、 現御本殿は文化庁技官広い明治以前は村費を以て 十五年 誉田別天皇



見 所

中曽根康弘(拝殿内)細川護熙(拝殿内) 代総理大臣の書による扁額も見所です 杉・夫婦杉や溶岩樹形も在るとともに歴 「岸信介(拝殿正面)佐藤栄作(大鳥居額) 樹齢八百年を超える大杉の神木・親子